新型コロナウイルス感染症の影響下における
次回宗会議員総選挙の施行について

新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない状況にかんがみ、次回の宗会議員総選挙は、感染リスクの軽減対策として、特例措置を講じて施行いたします。特に、投票に関し、大きく対策措置を講じますので、ご留意ください。併せて感染予防措置に関するガイドラインを作成し、さらなる対策を講じて行います。

【１　僧侶宗会議員選挙】

（１）立候補予定者事前説明会

立候補予定者事前説明会は、感染リスクの軽減対策を徹底し、現行規定の通り全ての選挙区において、選挙の宗告発布の日の５日後から立候補届出受付日の３日前までに開催しますが、オンライン会議システムを利用した開催も可能とします。オンライン会議システムでの参加を希望する立候補予定者は、開催日前日までに参加申込をします。

（２）立候補の届出

立候補の届出は、現行規定の通り選挙の期日の１５日前に、郵便によることなく文書で地方選挙管理委員会(教務所)に届出することとしますが、移動については、公共交通機関をできる限り利用しないように周知します。また、以下の地域に居住している場合は、ファックスにて届出を行うことができます。この場合、立候補届出書類の原本は、２日以内(届出日の翌日まで)に郵送で地方選挙管理委員会に送付しなければならないので、充分に注意してください。他人を推薦して候補者としようとする場合も同様とします。

（ファックスによる届出ができる地域）

○開教区その他海外諸地域

○交通至難な離島

離島振興法が適用される地域並びに奄美群島及び小笠原諸島

○北海道北選挙区及び北海道南選挙区

○東北選挙区、東京北選挙区、東京南選挙区、東海選挙区、兵庫選挙区、山陰選挙区、四州北選挙区、四州南選挙区、備後選挙区及び鹿児島・沖縄選挙区にあっては、教務所が所在する都又は県以外の地域

（３）選挙運動

推薦状以外の選挙運動ができる者は、現行規定の通り、候補者、選挙事務長及び選挙事務員とします。

推薦状以外の選挙運動について、電話及び郵便による選挙運動は、従前の通り行うことができます。

また、戸別訪問や個人演説会などの対面での選挙運動は、感染リスクの軽減対策を徹底し行うことを原則としますが、国や都道府県知事から都道府県をまたぐ移動の自粛や外出自粛の要請があった場合は、その要請に従うこととします。

なお、宗派公式ＷＥＢサイトにおいて「宗会議員選挙」に関する期間限定のページを公開して、有投票となった選挙区の候補者の顔写真や所信を掲載することとし、

インターネットを使用した選挙運動は、このページのみとします。
これらの選挙運動の内容等については、『宗報』、『本願寺新報』及び「宗派公式ＷＥＢサイト」などで周知徹底します。

（４）立会演説会の開催

立会演説会は、感染リスクの軽減対策のため、地方選挙管理委員会がインターネットを利用して、立候補者の所信演説動画を配信する形式で開催するものとします。立候補者の所信演説動画は、地方選挙管理委員会が予め演説時間等ルールを決め、地方選挙管理委員会事務室において録画します。

（５）投票

選挙期日の投票は、感染リスクの軽減対策を徹底し、現行規定の通り午前７時から午後６時まで実施します。また、郵便投票と併せて新しく期日前投票を導入します。

郵便投票・・・今回は、選挙期日当日の感染リスクの軽減対策のため、すべての有権者が、選挙期日の８日前までに郵便投票願に本人が確認できる書類〔運転免許証、旅券（パスポート）又は健康保険被保険者証〕の写しを添えて地方選挙管理委員会に願出て、郵便投票の許可を得ることにより郵便投票をすることができるものとします。

期日前投票・・選挙期日当日の感染リスクの軽減対策のため、期日前投票を導入します。選挙期日の７日前から３日前までに、宗務所又は全国のどの教務所においても期日前投票を行うことができるものとし、本人が確認できる書類〔運転免許証、旅券（パスポート）又は健康保険被保険者証〕を提示した上で行います。期日前投票所の開所時間は、午前９時から午後７時までとします。

（６）投票録等の引渡し

投票管理者による投票録等の地方選挙管理委員会への引渡しは、感染リスクの軽減対策を徹底し、現行規定の通り行います。

（７）選挙会

選挙会は、感染リスクの軽減対策を徹底し、現行規定の通り選挙の期日から３日以内に行うこととし、無投票のときは、地方選挙管理委員会委員長及び立会人のみで開催します。

【２　門徒宗会議員選挙】

（１）立候補の届出

立候補の届出は、現行規定の通り選挙の期日の宗告発布の日から選挙の期日の２５日前までの期間に、地方選挙管理委員会（教務所）に届出することとしますが、移動については、公共交通機関をできる限り利用しないように周知します。また、僧侶に準じて以下の地域に居住している場合は、ファックスにて届出を行うことができます。この場合、立候補届出書類の原本は、２日以内（届出日の翌日まで）に郵送で地方選挙管理委員会に送付しなければならないので、充分に注意してください。

（ファックスによる届出ができる地域）
○開教区その他海外諸地域
○交通至難な離島
離島振興法が適用される地域並びに奄美群島及び小笠原諸島
○北海道教区及び沖縄県宗務特別区
○東北教区、東京教区、東海教区、兵庫教区、山陰教区、四州教区及び備後教区にあっては、教務所が所在する都又は県以外の地域

（２）選挙運動

推薦状以外の選挙運動ができる者は、現行規定の通り、候補者、所属寺院の住職及び推薦人とします。

推薦状以外の選挙運動について、電話及び郵便による選挙運動は、従前の通り行うことができます。

また、戸別訪問や個人演説会などの対面での選挙運動は、感染リスクの軽減対策を徹底し行うことを原則としますが、国や都道府県知事から都道府県をまたぐ移動の自粛や外出自粛の要請があった場合は、その要請に従うこととします。

なお、宗派公式ＷＥＢサイトにおいて「宗会議員選挙」に関する期間限定のページを公開して、有投票となった教区の候補者の顔写真や所信をＷＥＢ上に掲載することとし、インターネットを使用した選挙運動は、このページのみとします。

これらの選挙運動の内容等については、『宗報』、『本願寺新報』及び「宗派公式ＷＥＢサイト」などで周知徹底します。

（３）立会演説会の開催

立会演説会は、感染リスクの軽減対策のため、地方選挙管理委員会がインターネットを利用して、立候補者の所信演説動画を配信する形式で開催するものとします。

立候補者の所信演説動画は、地方選挙管理委員会が予め演説時間等ルールを決め、地方選挙管理委員会事務室において録画します。

（４）選挙会の開催（投票、選挙会）

今回は、感染リスクの軽減対策のため、教区会議員による郵便投票で選挙を行います。選挙期日の選挙会開始時刻までに到着した有効郵便投票総数が、教区会議員総数の２分の１以上に達することにより成立し、有効郵便投票のうち、２分の１以上の得票数を得た候補者を当選人とします。何人も有効郵便投票の２分の１以上の得票数を得ることができなかったときは、得票数の多い者から順次２人をとり、教区会議員による郵便投票で決選投票を行い、その上位得票者を当選人とします。

なお、無投票のときは、選挙長及び立会人のみの選挙会として開催します。

【罰則について】

選挙にかかる罰則は、現行規定の通りですので、充分に注意してください。さらに、僧侶宗会議員選挙においては、期日前投票に関する罰則が追加されており、違反をした場合、重戒又は軽戒の処分に付されます。

以　上